

Press Release

長野労働局発表(02-43) 令和 2 年 10 月 15 日 長野労働局総務部

労働保険徴収室

室 長 小林 みや子

室長補佐 内川 幸恵

電話: 026-223-0552 FAX: 026-223-6751

労働保険適用促進強化期間の実施について

長野労働局(局長:中原正裕)では、11 月を「労働保険適用促進強化期間」として集中的な未手続事業一掃対策を展開いたします。

- 1. 労働保険の適用状況については、中小零細事業を中心に労働保険に関する 知識不足等により、なお相当数の未手続事業が残されています。未手続事業 の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の 向上の観点から極めて重要であり、最重要課題として一層の適用促進に取り 組みます。
- 2. 未手続事業の解消を図るため、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、関係団体等と協力し各種業界団体に対し文書要請を行います。また、個別事業主への訪問指導等未手続事業一掃対策を行います。
- 3. 労働保険制度につきましては労働局 HP でもご覧いただけます。なお詳しい手続等は労働局徴収室、労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。
- ~労働者を一人でも雇ったら手続を~ 電子申請手続き、口座振替納付が便利です 法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず一人でも雇ったら労 働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は従業員の安心と会社の安定のための保険。「そもそも知らなか った」「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」「設立準備が忙しくって忘れてた」など様々な理由があると思います が、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。



急な雨でも、従業員を守る。



正社員、パート、アルバイト。 雇用形態に関わらず、 ひとりでも雇っている場合、 事業主は労働保険の手続きを 行う義務があります。 忘れずに労働保険の手続きを。 転ばぬ先の傘。

労働保険

労災保険

+

雇用保険

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。24時間、365日いつでもOK!

事業主の皆様へ

働く皆さんのために、

労働保険には必ず加入しましょう。

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称したものです。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の加入義務の有無などをご確認の上、

最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

労災保険



労働者が仕事(業務)や通勤が原因で 負傷した場合、また、病気になった場合 や不幸にもお亡くなりになった場合に、 被災労働者やご遺族を保護するための 給付等を行っています。

雇用保険



労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。 正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態に関わらず、 労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは?

労働者とは、職業の種類に関わらず、事業に使用される者で、 労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者(パート、アルバイト等)について

- ◆ 労災保険は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。
- ◆雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入していないと・・・

- 1) 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署またはハローワークへご相談ください。 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp 24時間、365日 いつでもOK!

労働保険

Q